



三重県議会議員

たち直人 県政リポート

発行者 三重県議会議員 館 直人
〒510-1253 三重県津市野町田533番地2
TEL 059-393-1532 FAX 059-393-1039

平成22年度 当初予算の概要

あなたの「夢」「想い」「声」を県政に！

地域に密着した活動が、私の政治活動の原点です！

平成22年度 当初予算

一般会計予算は 6,763億2,814万円

対前年度当初予算(借換債を除く実質ベース)で1.0%微増
10年ぶりの増額予算となりました！

◇ 平成22年度 当初予算 <会計別内訳>

会計別	平成22年度 当初予算		平成21年度
	予算額	対前年度増率(%)	当初予算額
一般会計	(6,763 億 2,814 万円)	(1.0)	(6,696 億 3,797 万円)
	6,763 億 2,814 万円	△ 1.1	6,840 億 4,397 万円
特別会計	(1,163 億 6,613 万円)	(418.1)	224 億 5,824 万円
	1,261 億 603 万円	461.5	
企業会計	635 億 4,690 万円	2.6	619 億 2,402 万円
	(8,562 億 4,118 万円)	(13.6)	(7,540 億 2,024 万円)
合計	8,659 億 8,108 万円	12.7	7,684 億 2,624 万円

* () は、借換債を除く実質ベース。数値は4捨5入により合計に合わない場合があります。

* 特別会計は、県債管理(1,059億5,708万円)、流域下水道事業(156億3,158万円)、中小企業者等支援資金貸付事業等(14億123万円)、県立小児心療センターあすなろ学園事業(10億4,908万円)など12事業。

* 企業会計は、水道事業(235億8,985万円千円)、工業用水道事業(129億7,111万円)、電気事業(43億2,003万円)、病院事業(226億6,589万円)の4事業。

注) 県債管理特別会計=平成22年度から市場公募債が導入されることから、公債費に関する経理の適正を図ることを目的に新たに設置。

野呂知事は、本県の財政状況について、次のように発言しています！

「将来の負担となる負債については、他県と比較して軽くなっているものの、単年度の財政収支は厳しい状況にあると判断している。これは三位一体改革、私は「だましの三位一体改革」といつも言っているが、これにより地方交付税が大幅に減額された。小泉内閣以来の国の施策が最も大きな要因である。このため全国知事会等を通じて地方交付税の還元・増額を求めている。併せて、総人件費の抑制や事務事業の徹底した見直しなど、財政健全化に取り組みながら、選択と集中を一層進め、簡素で効率的な、身の丈に合った財政運営により、ピンチをチャンスにと、必要な行政サービスを継続的・安定的に提供していきたい。」

<参考>

平成22年度の県債(県の借金)の予算額は(借換債を除く実質ベース)で、1,468億9,600万円です。ちなみに、平成21年度は1,289億円、20年度は1,052億円と、年々増加しています。

県債残高は、平成20年度末に1兆321億円と「一兆円を突破」し、21年度末が1兆1,193億円、22年度末は1兆1,895億円、23年度末は1兆1,994億円、24年度末は1兆2,022億円と見込まれています。

また、財政調整のための基金の残高は、平成21年度末が765億円で、22年度末は420億円と見込まれています。

財政健全化に向けた取り組み

厳しい財政状況のもと、限られた経営資源の中で、事務事業の「選択と集中」を一層進め、簡素で効率的な「身の丈」にあった行財政運営に進める。としていきます。

◎ 事業成果、費用対効果等の視点から徹底した事務事業の見直し

見直し事業 = 125事業・約71億円の減

*平成21年度:当初 見直し事業 = 132事業・約37億円の減

*平成20年度:当初 見直し事業 = 107事業・約42億円の減

◎ 総人件費の抑制

「みえ経営改善プラン(改定計画)」を踏まえ、今後も総人件費の抑制に取り組む。

県職員数の計画的な削減	平成18年	26,335人	(△82)
	平成19年	26,123人	(△212)
～ 県職員数の推移 ～ (条例定数)	平成20年	25,943人	(△180)
	平成21年	25,705人	(△238)
	平成22年	25,505人	(△200)

* () の数値は、対前年増減数。

*平成20年は、看護大学の地方独立行政法人化に伴う減分を含む。

◎ 財政健全化判断比率

平成20年度決算における健全化判断比率を、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定すると下表のとおりです。

項目	比率(%)	H19算定値	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	3.75
連結実質赤字比率	—	—	8.75
実質公債費比率	12.6	12.6	25.0
将来負担比率	190.9	185.9	400.0

* 実質赤字比率と連結実質赤字比率は、実質収支額が黒字のため「—」としています。

・実質赤字比率とは、一般会計等の収支の赤字の大きさを表す指標。

・連結実質赤字比率とは、一般会計等に公営企業会計も加え、収支の赤字の大きさを表す指標。

・実質公債費比率とは、公債費負担の大きさを表す指標。

(12.6%は、全国の数値が低いほうから15番目。)

・将来負担比率とは、負債(県債残高など)の大きさを表す指標。

(190.9%は、全国の数値が低いほうから6番目。)



《私の思い》 現下の財政状況やその要因について、私も野呂知事の認識と同調します。正に、地方を切り捨て、危機的な国会財政の再建のみを先行させた施策の展開により、国民生活等には様々な格差を生じさせ、勝ち組と負け組をつくり、地方を疲弊させた“小泉・竹中構造改革”が大きく影響しました。が、「だから、財政が厳しい! だから、県民の切なるニーズや要望に応えられない。」では、これこそ本末転倒です。県民の多様なニーズに柔軟に対応しつつ、持続的に財政収支の均衡を図ることが、最も重要です。

それには、常に財政構造が硬直化していないか? 安定的な財源が確保できているか? など等の財政収支の観点と、将来負担がどうなるか? といった負債についての観点も重要です。

「選択と集中」や「身の丈に合った財政運営」と言うなら、そのことについての説明責任などは絶対に不可欠です。

正に、「民信なくば立たず!」であります。

◇ 一般会計当初予算のポイント

平成20年秋以降の経済不況による県内の厳しい雇用経済情勢等を踏まえ、引き続き「緊急雇用・経済対策」に切れ目なく取り組むとともに、重点的な取り組みや各施策の目標達成に向けた取り組みを着実に進めていくため、極めて厳しい財政状況の下、「選択と集中」を図りながら編成した。と、知事からの提案説明がありました。

私も同様の認識です。しかし、予算案などの審議・調査の中で、知事当局は行財政運営のテクニクを追求するあまり、“県民不在・議会軽視になっていないか?”との疑義も感じました。

今年は、任期の最終年! これまで以上に、行財政運営の監視・評価・提言等を行うよう努力する覚悟ですので、一層のご指導とお声をいただきますようお願いいたします。

3つの基本方針

① 県内の厳しい雇用経済情勢を踏まえた

緊急雇用・経済対策の推進

厳しい雇用経済情勢が続く中、「平成22年度 三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、前年度から本年度へと切れ目なく効果的な雇用・経済対策を進めます。

県政をもっと身近に! 地域をもっと元気に!

平成20年秋以降、米国発の世界的経済危機により、三重県の雇用経済情勢は深刻な影響を受けていることから、県では、平成20年12月に「三重県緊急経済対策会議（平成22年度からは「三重県雇用・経済危機対策会議（仮称に改組）」）」を設置し、平成21年5月、「平成21年度 三重県雇用・経済対策推進方針」を策定し、これまで6次にわたる「緊急雇用・経済対策」を「雇用対策」、「経済対策」、「生活対策」の3つの分野を柱に、総額 404億5,200万円の対策を実施しました。

- ・雇用対策 雇用機会の創出、職業訓練・就労支援
- ・経済対策 中小企業等経営安定化、チャンスづくり、内需拡大
- ・生活対策 暮らしの安全、安心の確保と健康長寿、次世代・子育て

21年度対策 (第1次～第6次)	第1次	68億5,100万円	第4次	38億3,600万円
	第2次	18億8,100万円	第5次	36億6,100万円
	第3次	238億5,500万円	第6次	3億6,800万円

～国の対策との連動による、切れ目のない対策を継続！～

現下の情勢

① 県内有効求人倍率

平成19年に1.40あった倍率が、平成20年11月に0.95、平成21年6月・7月は0.39(昭和38年以来最低！)、平成21年12月は0.47、今年1月は0.48となっている。

② 県立高校卒業予定者(就職内定状況)

12月末の就職内定者数は、平成20年度が326人(12月内定率91.9%)、平成21年度は590人(12月内定率85.4%)。今年2月では内定率が93%となり就職内定者は320人との報告あり。



《私の思い》 3月1日、県立高校の卒業式がありました。三河地区は、地区内の議員数よりも県立高校のほうが多いことから、幹事議員が連続不参加の無いよう調整・対応しています。今年、私は四日市中央工業高校へ出席させていただきました。

受付を済ませ、校長先生とお話の中で、卒業生の進路についてお伺いしたところ、厳しい社会経済情勢の中であつたが、卒業生全員、進路が決定されているとのこと。このことは、本人の努力は勿論のこと、保護者の方をはじめ、関係各位、殊に、諸先生方のご尽力に敬意を表させていただきます。ただ、県下には進路等が決まっていない新規卒業生がいることも現実です。何とかしなければならないことを忘れてはなりません。そのために何をすべきか、大きな課題に挑戦です。

そして、厳粛のうちに卒業式は挙行され、正に、凛とした素晴らしい式典でした。卒業生みなさんへは、限りない前途への祝意と次代を担う若者らしく夢や情熱を持って自己の信じる道を切り開かれるよう頑張れ！と、申し上げました。

平成22年度 三重県緊急雇用・経済対策 ＜総額245億7,300万円＞

(1) 雇用対策 ＜110億3,400万円＞

～基金事業等による雇用創出3,952人～

・緊急な雇用機会の創出

県と市町による短期の雇用機会の提供

＊緊急雇用創出事業(県1,053人、市町1,579人、計2,632人)

・重点分野における雇用機会の創出

重点分野雇用創出事業を活用した雇用創出と人材育成

＊重点分野雇用創出事業(県409人、市町166人、計575人)

＊地域人材育成事業(県366人、市町9人、計375人)

・継続的な雇用機会の創出

地域における継続した雇用機会の創出、雇用創出につながる事業者の取り組みへの支援等

＊ふるさと雇用再生特別基金事業(県198人、市町172人、計370人)

＊福祉・介護人材確保緊急支援事業

＊リーディング産地新規参入者受入体制強化緊急支援事業

・雇用につながる就労支援

資格取得の支援、職業訓練の充実、未就職卒業生の早期就労への支援等の推進

＊求職者総合支援センター事業 ＊未就職卒業生等支援事業

＊アグリチャレンジ総合支援事業 ＊緊急漁業就業促進事業

＊県立学校就労支援総合ネットワーク構築事業

(2) 経済対策 ＜72億4,200万円＞

・中小企業等の経営安定化への支援

資金供給の円滑化、経営指導等

- ＊中小企業金融対策事業 ＊農業経営近代化資金融通事業
- ＊漁業近代化資金融通事業 ＊中小企業経営維持・フォローアップ事業

・地域経済活性化への支援

技術開発や販路拡大の支援、農工商連携等による商品開発、観光客誘客の促進等

- ＊三重の木トレイ実用化開発事業 ＊首都圏・海外市場開拓支援事業
- ＊ものづくり産業販路開拓支援事業 ＊観光需要創出キャンペーン事業

・将来に向けたチャンスづくり

技術開発や人材育成、研究施設への支援等、将来の地域経済を支える新たな産業創出取り組み支援

- ＊食・農研究クラスター創出事業
- ＊元気な三重の養殖業推進対策事業
- ＊緊急経済対策設備投資促進補助金
- ＊低炭素社会を見据えた産業政策推進事業

・国の対策と連動した事業推進

交付金等を活用したきめ細かなインフラ整備等

- ＊地域活性化・きめ細かな臨時交付金活用事業
- ＊医療施設耐震化整備事業
- ＊婦人保護施設等耐震化等整備事業
- ＊障がい者施設耐震化等整備事業

(3) 生活対策 ＜62億9,700万円＞

・生活への支援

生活資金、就学、住宅、子育ての支援等

- ＊労働者福祉対策資金貸付等事業 ＊私立高等学校授業料減免補助金
- ＊住宅手当緊急特別措置事業 ＊高等学校等進学支援事業

・働きやすい環境づくり

子育て環境の整備、各種相談の実施等

- ＊外国人住民総合サポート推進事業 ＊働きやすい職場作り事業
- ＊母子家庭自立支援給付金事業 ＊安心こども基金保育基盤整備事業

② 県民しあわせプラン・第二次戦略計画の

重点的な取り組みなどの目標達成

「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」の最終年として、重点的な取り組みや施策目標の達成に向けて、全力に取り組み、「経済や産業が元気な社会」、「暮らしの安全・安心が確立された社会」、「助け合い、ささえあいによる絆社会」の三つの社会像の実現をめざします。

(1) みえの元気づくり

・地域の持つ特性や資源の強みを生かした産業の振興

- ＊農業再生・農村地域革新推進モデル事業 1,227万円
- ＊みえ農工商連携推進事業 683万円
- ＊首都圏・海外市場開拓支援事業 3,131万円

・知識集約型産業構造への転換

- ＊研究開発機能集積促進事業 3,157万円
- ＊低炭素社会を見据えた産業政策推進事業 2,936万円

・学校教育の充実

- ＊少人数教育の推進事業 教員の配置充実 定数9名増
- ＊小学校における学力定着調査研究事業 800万円
- ＊緊急対策：授業力向上プロジェクト事業 950万円

(2) みえのくらしづくり

・防災体制の充実・強化

- ＊いのちを守る減災対策推進事業 1億470万円
- ＊待ったなし！耐震化プロジェクト事業 1億2,225万円
- ＊災害対応力強化事業 3,674万円

・安全・安心まちづくりの推進

- ＊犯罪防止の最前線拠点整備事業 1億4,324万円
- ＊生活安全センターとしての交番機能強化事業 1億2,411万円

・地球温暖化対策

- ＊温暖化防止に向けた事業活動促進事業 1,775万円
- ＊新エネルギー普及促進事業 2,955万円
- ＊三重県地球温暖化対策実行計画(仮称)策定 628万円

・地域医療体制整備の促進

- ＊医師確保対策事業 5億1,677万円
- ＊看護職員確保・離職防止充実事業 4,175万円
- ＊救急医療体制再整備・医療情報提供充実事業 3億34万円

・子育て環境の整備

- ＊こどもが主役の未来づくり事業 1,718万円
- ＊放課後児童対策事業費補助金 6億2,700万円

(3) みえの絆づくり

・主要幹線道路の早期完成をめざした取り組み

* 交流・連携を広げる幹線道路網の整備促進 145億7,650万円

・観光振興

* 旅ごころ誘う三重奏：誘客戦略推進事業 1億3,266万円

* 外客誘致推進事業 3,303万円

* 教育旅行誘致事業 172万円

* 中核的交流施設整備事業 2億8,858万円

③“文化力立県”を象徴する事業などの着実な推進

「文化力立県」の2年目の年として、本県の文化力を象徴する事業を着実に推進するとともに、特定課題への適切な対応により県勢の発展につなげます。

(1)「美し国おこし・三重」の本格的な展開

(2)「新県立博物館」の着実な整備推進

(3)「県立病院改革に関する基本方針」に基づく県立病院改革の推進

(1) 美し国おこし・三重 総合推進事業 <2億1,418万円>

県は、平成21年度に引き続き、座談会の開催やパートナーグループの育成・支援、担い手育成のための研修、広報宣伝活動等を行うとともに、新たに共通のテーマに基づき全県的に展開する取り組みを、パートナーグループをはじめとする多様な主体の参画を得て進める。としています。

<参考>

◎ 三重県地域づくり推進条例 <平成20年5月20日制定>

地域づくりが自立的な地域社会の形成において重要な役割を果たすものであることにかんがみ、多様な主体の協働による地域づくりが推進され、個性豊かで活力ある地域社会の実現を図るため、地域づくりに関し、基本理念を定め、県の役割等を明らかにする条例です。



《私の思い》 本事業は、平成19年度に設置され、私が“特別委員長”を務めた、「地域活性化対策調査等別委員会」発議の議案として可決・制定された、「三重県地域づくり推進条例」を踏まえた事業です。また、本事業の基本計画は、登年に“常任委員長”を務めた「政策総務常任委員会」において、参考人の招致や52年ぶりの公聴会などを開催して多くの方々の意見聴取を行うとともに、60年ぶりとなる予算修正を行い、慎重な調査・議論を重ね策定したものであります。このような経過もあることから、私にとっては、本事業の進捗とその成果など等は、とても気になっています。

この種の事業は、これまで行政が中心となって実施していましたが、本事業は「新しい次代の公」の考え方下、県民のみならず企業、市町、県などの多様な主体のみならずが一緒になって「公」を担うことにより、より一層、意見等が反映された、自立・持続可能な地域づくりに取り組む事業です。事業の計画期間は平成21年から26年までの6年間。本年が2年目となります。

1年目の昨年は、県内各地・各所での座談会の開催や多くのパートナーグループが設立・発足し、正に、多様な主体のみならずにより地域づくり活動が行われています。

しかし、県民には、まだまだこの「美し国おこし・三重」の地域づくり事業を知らない、または、理解されていないことも現実です。

本事業が、県内地域・地区の自立・持続可能な地域づくりに積極的に推進しようと、県政の重要施策に位置付け、多額の血税を投入しているからには、県民のみならずの理解と協力が得られるよう、更なる関係情報の提供と一層の周知徹底を図らなければならないと考えます。まだ2年目です。そのために努力します！

(2) 新県立博物館整備事業 <27億624万円>

新県立博物館の開館に向け、建築工事の善工など、必要な施設整備を進めるほか、県民・利用者とともに、公文書館機能の整備を含め、調査研究、収集保存、活用発信の博物館活動や運営の仕組みづくりを進める。としています。

新博物館施設整備事業	26億8,428万円	用地取得費	24億4,000万円
		建築工事	1億3,700万円
		展示設計	3,306万円
		建築設計	3,150万円
みんなでつくる 新博物館推進事業	2,195万円	・見て！知って！新博物館事業	
		・連携推進事業	
		・県民と協働で築く新博物館事業	
合 計	27億624万円		

* 数値は4捨5入により合計に合わない場合があります。

<参考>

◎ 現在、一部閉鎖中の「県立博物館」の概要

・開館 昭和28年(1953年)6月

～ 東海地方初の“総合博物館”として開館 ～

・面積 3,176㎡(敷地3,581㎡)

・職員数 12人(正規職員8人)

・収蔵資料 約280,000点(人文科学19,300点、自然科学260,700点)

* 展示室を、平成19年(2007年)10月から閉鎖しています！

◎ 所蔵資料の概要(平成20年3月現在)

県立博物館		収蔵資料総数 279,985点	
自然関係	260,697点	地 学	2,901点
		動 物	218,399点
		植 物	39,372点
		理工資料	25点
人文関係	19,288点	考古資料	513点
		美術工芸	2,703点
		歴史資料	11,886点
		民俗資料	4,186点

・図書関係

収蔵資料総数 約 48,100点

・生活・文化部 文化振興室(県史編さんグループ) 収蔵資料総数 140,814点

県の歴史的公文書資料	15,811点	選別公文書	4,192点
		明治期県庁文書・絵図類	11,619点
歴史資料	125,003点	県史編さん収集資料	45,078点
		古文書など	79,925点

◎ 県立博物館整備に関する経緯

昭和28年	6月	三重県立博物館(現在、一部閉鎖中の現博物館)開館
昭和61年	2月	三重県文化審議会より「博物館構想」の答申あり
平成元年	10月	斎宮歴史博物館開館
平成6年	3月	「三重県センター博物館(仮称)基本計画」を策定
平成7年	4月	「三重県公文書館(仮称)基本計画」を策定
平成16年	1月	博物館整備検討プロジェクト会議より「三重県の新しい博物館のあり方について」提言あり
平成17年	3月	「三重県立博物館にかかる当面の方針」を公表(財政事情から博物館の建設は当面見送り、現博物館の改修(暫定整備)と移動展示を先行実施することに！)
平成18年	10月	「暫定整備基本設計・耐震補強計画」を策定(精査の結果、改修に多額の費用がかかることが判明！)
平成20年	2月	三重県文化審議会より「三重の文化振興方針(仮称)および新博物館のあり方について」の答申あり
	3月	「三重の文化振興方針」および「新県立博物館基本構想」を策定

◎ 新県立博物館の基本的な考え方

三重の自然と歴史・文化に関する資産を保全・継承し、次代へ生かす博物館として、また、人づくり・地域づくりに貢献する博物館としての使命を果たす中で、県民や地域にさまざまな影響・効果を及ぼすことが想定される。

新県立博物館の方向と使命・役割

基本構想における新博物館の方向	◆新博物館の使命
「文化と知的探求の拠点」	○みえの自然と歴史・文化に関する資産を保全・継承し、次代へ生かす博物館
○三重の未来を拓く人づくりのための拠点として	○学びと交流を通じて人づくりに貢献する博物館
○三重を知り、三重を学び、三重を伝えるための拠点として	○地域への愛着と誇りを育み、地域づくりに貢献する博物館
○みえの豊かな自然と歴史・文化の資産を保全・継承し、活用するための拠点として	◆県立の博物館として果たすべき役割
	○県内の自然と歴史・文化資産の保全と文化振興を推進する役割
	○県内の人材育成や技術支援などに関する補完的・先導的な役割
	○全国や世界の博物館等と連携し、三重を発信し、新たな創造につなげる役割

◎ 新県立博物館の概要

・計画地 津市上浜町6丁目、一身田上津部田地内(三重県総合文化センター・西南)

・敷地面積 37,793.48㎡ ・建築面積 5,515.47㎡

・延べ面積 10,779.02㎡(収蔵庫二重床などを除く)

・構造など SRC造、一部S造、RC造 3階建て

平成26年(2014年)の開館予定



◎ 施設整備費と管理運営費

第1期分：11,000㎡程度の博物館の整備にあたっては、約120億円の整備事業費（用地取得などを含む）を想定。なお、第2期分については、新博物館の事業などの進捗状況、財政状況などをみながら、改めて検討。

施設整備費

*第1期分整備費

項目	金額
設計費	5億円
工事費	86億4,000万円
用地取得費	24億4,000万円
その他経費	2億2,000万円
開業前事業	2億円
施設整備費合計	120億円

管理運営費

*1年間分の管理運営費

項目	金額
人件費	2億円
事業費	1億円
管理費	4,100万円
施設維持保守管理	9,200万円
一般管理・事務費	1,700万円
管理運営費合計	4億5,000万円

◎ 三重県総合文化センターの駐車場整備事業

総合文化センターは、約3,500人が収容できる4つのホールを含め25の施設からなり、年間約100万人の方が利用されています。その駐車場は約1,400台備えていますが、殊に、休日は満車状態が続き、公演開始時間に間に合わないとか、周辺道路に渋滞、路上駐車等が発生し、近隣住民の方々などからも苦情をいただくなど、課題となっています。

そして、今回の新県立博物館の整備予定地は、総合文化センター駐車場の一部（約230台分）を活用することから、駐車場不足がより深刻な状況に陥ることとなります。

そこで県は、財源として「国の経済対策：地域活性化・公共投資臨時金」を活用し、総合文化センターが安全で快適な施設となり、周辺地域の安全で快適な生活環境を確保するためとして、下表のような立体駐車場の整備を行います。

区分	平成22年度	平成23年度	合計
立体駐車場整備工事	6億850万円	2億521万円	8億1,372万円
駐車場舗装等工事	8,400万円	—	8,400万円
電光案内板設置工事	6,502万円	—	6,502万円
合計	7億5,753万円	2億521万円	9億6,274万円

*数値は4捨5入により合計に含まない場合があります。



《私の思い》 新県立博物館の必要性については、現博物館の老朽化や県民の財産である貴重な資料の保存、学校教育・生涯学習と連携した博物館活動など等、その重要性は大いに認めるところです。そして、「文化力」を施策の中心とする県政には欠かせない施策・事業であると認識し、思っています。

しかし、県内の厳しい雇用経済情勢や厳しい県財政の状況などを考えると、計画そのものは推進すべきとは考えるが、「なぜ今「新県立博物館」なのか？」また、私が座談会や県政報告会等を行い、「新県立博物館」について参加いただいた方々や私の周りの方にお伺いすると、その7割以上の方々は「建設に反対！」「なぜ今？」などの意見・声もあり、私もそのように考えています。

ですから、私は、建設着手時期については、県民の理解と協力が得られるよう慎重に判断すべき！との思いで、本会議や予算決算常任委員会の総括質疑、この問題を所管する常任委員会において、野呂知事や県当局と議論を重ねてきました。

その中で、当局（県）は、県民みなさんの思いや気持ちを承知しているのか？と正すと、知事は「新博物館整備は二期目の公約に掲げた事業」であるとか、「未来への投資」、そして「県民の8割の方は賛成だ！」との答弁。その根拠は！と問うと、「県政一口提案」においての結果とのこと。この「県政一口提案」の結果とは、全部で103件しかない提案・回答で、その内77件が賛成との結果を用いての答弁。

こんな少数の意見で県民全体の意向は判断できない。1万人アンケートなどを活用して、県民の意向調査・確認をすべきではないか！と追求するも、「そんなことは不可能・不適切」と当局が否定。ならば、議会において県民の意向調査・確認調査を検討して……など等の経過があり、当局は「e-モニター（※説明参照）」などを活用したアンケートを行うこととなりました。

その結果は、「新博物館の整備を知らないが60%超」とのことが判明しました。また、「新博物館の整備することに賛成は77%」「反対は12%」との結果でした。

ただ、県議会の第二会派「自民・みらい」をはじめとする他会派は、当初から当局案に賛成の立場でしたが、私達、県議会の最大会派・第一会派の「新

政みえ」は、今一度、このアンケート結果をどのように見るか、その意義を確認しながら慎重に対応しなければならないとの思いから、時間的な制約のある中、会派総会を断続的に開き議論を重ねました。

その結果、「当局案をそのまま丸呑みできない！」、それには「更なる、県民への新県立博物館整備に関する情報の提供・周知と隣接する総合文化センターとの機能・充実を図ることが不可欠など」の「付帯決議」を付けることとの結果に至り、我が会派の主導で他会派とも調整を行い、議会として「付帯決議」を条件に、全会一致で原案を可決しました。

今後も、巨額な血税を投資する「新県立博物館整備事業」や「総合文化センター立体駐車場整備」などを、県民みなさんの目線・立場で注視し、一層、監視・評価・提言をしなければならないと考えています。

※「e-モニター」とは、県が各種の行政課題について、あらかじめ登録された県民の方を対象に行う電子アンケートシステム。

アンケートの対象者は、県が選挙人名簿から候補者を性別、年齢層などの属性別に均等、かつ無作為に抽出して応募を行い、これに応募された県民の方々。現在1,502名が登録されています。

◎ なぜ今「新県立博物館」か ⇒ 野呂知事の説明要旨

【理由1—政策面から】

- 一貫して進めてきた「文化力」による政策の重要な柱の一つ。
- 新県立博物館は、未来を拓く若者や子どもたちの育ちの支援や大人にとって安心して心豊かに過ごせるような舞台づくりのための施策にとって重要な施設である。

【理由2—緊急の行政課題としての「現県立博物館」】

- 開館後56年を経た現県立博物館の老朽化等への対応は、緊急の行政課題である。
- 博物館が閉館した状態が続くと三重のことを総合的に調査・研究し、情報提供・発信する場がなくなり、今の子どもたちが博物館のもつ機能やサービスが受けられない状態が続くことになる。
- 貴重な三重の資産が県外へ流出したり、滅失したりする可能性もある。

【理由3—財政面から】

- 新県立博物館整備には、国の交付金を積み立てた基金等も活用できる。
- 財源活用の工夫により、他の必要な事業の進捗に影響を与えることなく、また、将来の県民の負担増につながらないよう、整備を進められる。

【その他—開館時期】

- 開館時期を平成26年とすることで、県外への広報効果とともに、来館者数の確保もしやすくなり、大変効果的である。

ここでもう一つ！



《私の思い》 私がめざすものに、新たな「三重武道館」（武道館というよりは、総合体育館施設です！）の早期建設整備があります。

現在の三重武道館は、本県の武道振興の拠点施設として、昭和54年に建設されました。施設は開館後30年以上が経過し、現在の施設機能では、全国大会等の公式競技会場としての開催基準に適合しないどころか、バリアフリーや女性に配慮した設備もなく、施設は老朽化して駐車場の不足といったことも大きな問題となっています。

また、本年には「日本スポーツマスターズ2010」が、平成26年には「全国中学校総合体育大会」、平成30年には「全国高校総合体育大会」が、そして、その3年後あたりには「国民体育大会」も予定されています。

このようなことから、平成19年2月、「103,634名」もの署名簿とともに、「新たな「みえ武道館」建設を求める請願書」が県議会に提出され、全会一致をもってこれを採択しました。

県はこれを受け、平成20年度と21年度に「採択された請願の処理経過」は提出されたものの、その指摘事項は認めているものの、「調査研究中」との経過報告のみ。私も、これまで一般質問や総括質疑などで、この問題に対する県の姿勢を追及してきましたが、「調査中」、「検討中」などと、満足する回答はなく前進していません。

今回の新博物館構想は、野呂知事の選挙公約に検討を掲載（平成19年2月）したというものの、知事選挙はその年の4月。請願採択と選挙とどちらが先か！とは言わないものの、10万人を超える県民の「夢・想い・声」は非常に重いものであることを野呂知事や当局は認識し、県民に納得される県政運営を！と言いたい。

私は、引き続き、子どもたちや県民に夢と感動を与え、青少年の健全育成や豊かな人間性の形成、地域社会での健康・体力づくりなどに大きく貢献できるスポーツの拠点施設整備をめざし頑張る覚悟です！ご支援・ご指導・ご協力をお願いします。

(3) 県立病院改革推進事業 <3,789万円>

「県立病院改革に関する基本方針」に基づき、今後も県民に良質な医療を継続して提供できるよう改革を推進する。としています。

なお、県立志摩病院の指定管理者に係る協定について債務負担行為（限度額：

50億7,000万円・平成22年度～平成33年度)を設定しました。

◎ 4つの県立病院の概要と改革の方向性と工程

① 総合医療センター(四日市市永)

診療科目	内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・外科・呼吸器科・心臓血管外科・脳神経外科・小児科・産婦人科・リハビリテーション科・皮膚科・泌尿器科・眼科・耳鼻咽喉科・精神科・神経内科・放射線科・麻酔科		
病院機能等	三次救急医療施設、災害拠点病院(基幹災害医療センター)、がん診療連携拠点病院、難病医療協力病院、エイズ治療拠点病院、臨床研修病院(管理型)、へき地医療拠点病院、日本医療機能評価寄稿認定病院		
医師数	66名	平成22年1月1日現在の現員数	
看護師数	310名	平成22年1月1日現在の現員数	
許可病床数	446床	稼働病床332床	

総合医療センターは、県民に政策医療を提供する上で重要な役割・機能を果たしており、引き続きこの責任を果たしていく必要がある。しかし、現在の体制では多くの制約があるとともに、病院の内部管理体制に課題があるため、激変する医療環境に柔軟かつ迅速な対応が困難な状況が続いている。

このような状況を克服するため、病院長の責任と権限を明確にし、刻々と変化する医療環境に柔軟かつ迅速に対応する必要があることから、平成22年度から23年度に地方独立行政法人化に向けた準備作業を進め、平成24年4月を目途に「地方独立行政法人」へ移行することとする。なお、地方独立行政法人化にあたっては、まず、特定地方独立行政法人化を基本に、関係機関と調整を行う。

② こころの医療センター(津市城山)

診療科目	精神科・神経科・内科・産科		
病院機能等	精神科救急システム(後方支援病院)、認知症疾患医療センター、臨床研修病院(協力型)、精神科応急入院指定、日本医療機能評価寄稿認定病院		
医師数	15名	平成22年1月1日現在の現員数	
看護師数	137名	平成22年1月1日現在の現員数	
許可病床数	400床		

こころの医療センターは、県に設置が義務付けられている精神科病院であることから、県の医療行政との整合を図り、精神科急性期医療の拠点病院として充実させる必要がある。

このことから、県の精神保健福祉行政との連携を重視し、病院長を事業管理者とすることを前提に、運営形態を「地方公営企業法の全部適用」を継続することとし、県の政策医療を確保する。

なお、平成24年度以降、どのような組織体制で運営を行うかについて検討を行う。

③ 一志病院(津市白山町)

診療科目	内科・外科(小児科)・産婦人科・整形外科・眼科・耳鼻咽喉科(放射線科)		
病院機能等	一次救急医療施設、難病医療協力病院、臨床研修協力施設		
医師数	5名	平成22年1月1日現在の現員数	
看護師数	24名	平成22年1月1日現在の現員数	
許可病床数	90床	一般病床46床、療養病床44床(休床中)	

診療圏に広域性が認められず、県立病院の枠組みでは総合的な高齢者ケアの充実など、福祉領域への取り組みを進めることに制約がある。

そのため、「県立」病院としては廃止し、「ニーズに応えられる事業者」へ移譲することで、民間のノウハウを活用し、保健・医療・福祉の領域にまたがる総合的な高齢者ケアへの転換を図る。引き続き病院としての機能を維持し、地域の医療を確保する。なお、「病院の姿」可能性詳細調査の結果を踏まえ、直ちに民間移譲の手続きを進めることは困難であることから、当分の間は、県立県営での運営を行うこととし、平成24年度以降、どのような組織体制で運営を行うかについて検討を行う。

④ 志摩病院(志摩市阿児町)

診療科目	内科・循環器科・外科・脳神経外科・小児科(産婦人科)・整形外科・皮膚科・泌尿器科・眼科・耳鼻咽喉科・精神科(神経内科)・放射線科		
病院機能等	三次救急医療施設、災害拠点病院(基幹災害医療センター)、がん診療連携拠点病院、難病医療協力病院、エイズ治療拠点病院、臨床研修病院(管理型)、へき地医療拠点病院、日本医療機能評価寄稿認定病院		
医師数	25名	平成22年1月1日現在の現員数	
看護師数	163名	平成22年1月1日現在の現員数	
許可病床数	350床	一般病床250床(稼働病床170床)、精神科病床100床	

従来から果たしてきた救急医療等、地域の中核病院としての役割を今後も果たしていく必要がある。しかし、現在の状況は「病院事業の在り方検討委員

会」で検討が行われた時期よりも病院機能が危惧されるほど医師不足が厳しい状況となっている。

このことから、医師確保については三重大学の一層の協力を前提に、新たな医師確保対策を早急に講じる必要がある。

このため、引き続き県立病院として維持しつつ、医師確保と運営体制の改善を図るため、平成22年度から23年度に「指定管理者制度」の導入に向け準備作業を進め、平成24年4月を目途に指定管理者制度へ移行する。なお、指定管理者は、本年6月を目途に募集要項を決定し、公募の手続きを進める。

⑤ 病院事業庁(県立病院経営室)

病院長が、名実ともに経営責任者として柔軟に運営方針を決定し、実行できるようにするため、4つの病院をそれぞれの組織(法人)として分離させるとともに、病院事業庁(県立病院経営室)を廃止する。なお、平成24年度以降、どのような組織体制で運営を行うかについて検討を行う。



《私の思い》 上記の4病院一括での地方公営企業法全部適用の枠組みの基に、これまで高度医療や災害医療など、政策医療の提供に大きな役割を果たしてきました。

しかし、医師や看護師の不足など、医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、各病院が果たすべき役割や機能を十分には発揮できなくなり、このままでは県民に良質な医療を安定的、継続的に提供していくことが難しくなっています。

このような基本的な認識に立って、県は平成18年以降、県立病院に関する改革議論を重ね、平成19年8月、有識者等による「病院事業の在り方検討委員会」を設置、平成20年9月、検討委員会から答申を受けました。

この答申を踏まえ、県議会からの申し入れなど、さまざまな意見等を参考に検討を進め、平成21年2月、「県立病院改革に関する考え方(基本方針)(案)」を策定し、公表されたことから議論を深めたところです。

その後、県議会における議論やパブリックコメント、住民説明会などにおいて、「基本方針(案)」には、改革による「病院の姿」が具体的に示されていない。「運営形態を変更した場合に、本当に運営が可能なか？」など等の意見が多く出されたことから、具体的な病院像と実現の可能性、実現に向けた課題等を把握することを目的に、平成21年8月から12月にかけて、「病院の姿」可能性詳細調査を実施し、議論を重ねるも、まだまだこれまでの指摘事項に的確に答えていない等の状態の中、当局から「県立病院改革関連予算案」が提案されてまいりました。

我が会派「新政みえ」としては、「住民は運営形態よりも地域医療を守ってくれることを願っている」、「診療体制や医師確保などが見えない」、「当局には努力不足」など等の総意から、このまま予算案を認めることはできないとの結論に至り、予算案に対する減額修正(案)を提出することとなったのです。

県はこれを受け、新たに「総合医療センターは、県の政策医療の拠点病院として機能を充実させる必要があり、公的な性格が強い特定地方独立行政法人化をめざす。」「志摩病院は、制度導入する指定管理者の選定条件に、産婦人科や小児科への常勤医師の配置を追記。救急医療の確保に向け、診療時間内に内科・外科の医師をそれぞれ1名以上配置。」等の提案があり、我が会派としても「改革後の病院の姿が、現時点では限界の内容で示されている」として、予算減額修正(案)を撤回し、本会議において可決されました。

そのようにして、県は、今年度から自前の県立病院改革に着手することとなりました。が、それだけでいいのでしょうか。県立病院の改革も必要なことです。しかし、県下の保健・医療分野行政を適切・的確に推進することは県政の重大な責務であります。三重県としての地域医療体制の整備・確立に向けた早急な取り組みが強く求められています。私も救急医療体制の整備に向け、引き続き取り組みます！

◇ 河川堆積土砂や河川内立木対策について

● 河川に堆積する土砂対策

県で実施する堆積土砂撤去の問題点は、多くの地域から河床掘削を求める要望が強い中にあっても、予算の制約等があることから、河床掘削が進まないことです。

また、河川砂利採取については、「土砂採取許可取扱方針」により、昭和40年以降、新規箇所での採取は原則認められていません。これは、①無秩序な採取による河川管理施設等への悪影響、②県内河川全般の河床低下対策の必要性、③河川からの土砂供給量減少に伴う海岸侵食、などによるからです。

しかし、平成16年災害や頻発するゲリラ的な集中豪雨等に伴い、河川において土砂の異常堆積がみられることから、県では、早期に撤去が必要と判断される河川や適用期間を限定した「治水上の安全確保のための砂利採取特別措置」を制定し、平成16年度から土砂撤去を進めています。この手法は、①河川流下能力の早期確保、②資源の有効活用、③県支出(予算)の縮減、といった効果があります。

県では、次の3つ手法により、優先度の高い箇所から有効な手段を検討し、計画的な土砂撤去を実施していくこととしています。

- (1) 河川の維持行為により実施するもの
- (2) 河川の改良工事によるもの
- (3) 砂利採取(砂利採取特別措置制度)によるもの

◇ 砂利採取特別措置による堆積土砂の撤去

河川の維持行為や河川改良工事の手法による土砂撤去は、多額の事業費が必要となり、厳しい財政・予算の制約もあることから、思ったように整備できないのが現状です。

しかし、砂利採取特別措置による堆積土砂の撤去手法は、地域の「砂利組合さん」の協力を得て、河川管理者である県との協議により、河川環境等に配慮しながら、採取区間や採取量、採取方法を定め、そして、施工する「砂利組合さん」には、施工着手前に採取量(搬出量)に相当する金額を納入いただき整備する手法で、県費の支出は伴いません。

● 河川内の立木対策

河川に関するもう1つの問題として、これまで適切な維持管理が行われなかったことから、河川内に樹木が生い茂り、それらが障害となって河川の流下能力を低下させるなどにより、地域・近隣のみなさんに大きな不安を抱かせているという問題があります。

この問題は、三重郡内の町議会正副議長をはじめ、地元の区長さんや住民の方々からも、その対策と早期の対応について強い要望をいただき、私も県とその対策について協議を重ねてきました。

そして昨年11月、ようやく県や関係者のみなさんと現地調査と試験的な立木の伐採を行い、それらの結果を検証して、本年から対策が必要と判断された箇所から計画的に実施することとなりました。



《私の思い》 先ず、河川に異常に堆積する土砂の撤去対策についてですが、この問題の大きな要因は、厳しい財政等の影響により、河川関係予算が適切に確保できず、河川整備が進まなかったことにあります。このことは、河川内に生い茂る樹木についても同様のことが言えます。そして、河川の維持行為や河川改良工事による早期の土砂撤去は、前述したような事由により困難な状況にあります。

しかし、県内各地・各方面から河川土砂撤去の強い要望があり、また、平成16年の災害で河川に異常堆積した土砂が発生したことなどから、県としても大きな問題と認識したこと。そして、当時私は「県土整備企業常任委員会」に所属しており、この問題を所管していたことから、今回のように「砂利組合さん」の協力を得て、砂利採取による対策を推進すべきでないか！などの意見・提案をするなどして議論を深めました。これらの議論を契機に、県は、先ずは平成16年度から4年間の試行期間として「治水上の安全確保のための砂利採取特別措置」を制定し、堆積土砂撤去の3つ目の手法として取り入れました。その後、その試行期間は平成22年度末(23年3月末)までと延長されています。

この手法は、県費の支出は伴わない効果的なものですが、要望箇所のどこでも実施できるものでなく、正に、河川管理者の決断と責任が求められます。また「砂利組合さん」には、関係書類等の作成や県との協議による施工条件の調整・対応、採取予定量(搬出量)に相当する金額の前納、そして、その採取区間で本当に資源として活用できる砂利が予定どおり確実に搬出できるかなど等、大きな負担と投機が求められる手法です。「砂利組合さん」には、決して「美味しい？」仕事ではありませんが、「地域住民の方々の強い要望に応えなければ！」との公共への使命と心意気で取り組んでいただいており、私は「頭の下がる思い」で、その作業と整備された河川を眺めています。

次に、河川内の立木対策については、地元区長さんや地域住民の方々をはじめ、毎年開催される「三重郡議会正副議長会」においても、行政課題の一つとして、ここ数年継続して強く要望をいただいている問題です。殊に、朝日町・川越町両議会からは、員井川(国道1号河川橋上流から河口にかけて)の河川内に生い茂る立木への対策です。

これを受け、私も継続的に県四日市建設事務所や県土整備部と協議を重ねてきました。その甲斐あって、昨年11月、ようやく朝日町・川越町の両町長さんと議長さんをはじめとする議員の方々、関係区長さん、役担当者、そして、岡田克也代議士事務所関係者と県四日市建設事務所の担当職員とで現地調査を実施しました。

堤防の上から見るのと河川現場でみる樹木は大違い！ 私一人では抱きかかえることができず、大人二人でも、といったほどの太い樹木もあり、改めて早期対策の必要性を感じたところです。ただ、これらの立木を一気に伐採すると、河口付近の漁業関係等へ影響が生ずることも考えられることから、立木を大中小の3種類に分けてそれぞれ数本を試験伐採してその影響結果等を検証し、関係機関との協議・調整を図りながら、適切な手法により計画的に実施することとなりました。

これら河川の堆積土砂や立木の対策の多くは、河川渇水期に実施することとなることから、計画的に、そして、早期に、着実な対策が実施され、地域住民みなさんに安全・安心を実感いただけるよう努力しなければならないと決意しています。引き続きのご指導、ご協力をお願いします。

□ 命の架け橋(湯の山温泉線:湯の山大橋)

● 橋梁の設計・調査が始まりました!

昨年の3月(一般質問にて)、「地元理解と協力を得ながら「湯の山大橋」の整備に努力する」との答弁を引き出しました。その後、県は「命の架け橋」の整備実現に向けての検討・調査等を行ってまいりました。そしてこの程、設計業者が決まり、防災対策や観光振興など等、自然環境と調和した橋梁整備に向けての調査・協議・設計などが行われます。



《私の思い》 私は、この「命の架け橋」の整備について、ただ橋を架けるだけでなく、この橋梁整備に伴う地域活性化プロジェクト的な構想が必要だと考えています。県が行う整備事業とするだけでなく、地元菰野町をはじめ、広域的な関係機関との連携・協議により、この「命の架け橋」の地域振興等への不可欠などを具体的に示すとともに、事業の位置付けや予算確保、整備スケジュールなどを真剣に考えることが求められているのではないのでしょうか。早期実現に向けて努力します。

◆ こんなこともありました!

朝日町縄生地区の農地から不発弾が!

昨年の12月24日:朝日町縄生地区の農地(深さ約1.5m)から、第二次大戦中、米軍が投下したらしい不発弾(長さ約1.7m・直径59cm・米国製の1ト爆弾)が発見されました。弾頭信管は付いていましたが撃針はなく、爆発の危険性はないとのこと。付近住民みなさんへの避難勧告や交通規制などは行うことなく、陸上自衛隊駐屯地(京都府京都市)の隊員により回収されました。

この不発弾を見つけた男性は、ジョベルカーで砂利採取中に見つけたとのこと。今回の不発弾は爆発の危険性はなかったというものの、見つけた時はそんなこともわからず、さぞ「ビックリ!!」だったでしょうね。



◎《議会審議を終えて!》 私が今回の当初予算をはじめ、県政の基本方針や重要施策等を審議する中で強く感じたこと、それは「県政は遠い! (委員会の中でもこのように県当局、そして、私達議員に対して発言しましたが...)」ということでした。

それは、本県政リポートの《私の思い》でも申し上げましたが、県政の主役・主人公である県民のみなさんが、県政の基本方針や重要施策等の「全てを!」、とまでは言いませんが「今、県は何をしようとしているのか。県政の基本・重要施策は何か。」を、あまりにも多くの皆さんが「知らない」、「ご理解いただけない」と言うより、「知っていたら、理解いただくと」努力が足りない、欠落していることを痛感しました。

今期の挑戦(平成19年4月:2期目選挙)に際し、私は「県政をもっと身近に! 地域をもっと元気に!」を「モットー」に最善の努力を、とお約束し、その思いを胸に活動してきました。が、現実には拙劣のありです。

今年は今期の最終年! お約束を猛省し、その実現に向け、一生懸命、頑張っ取り組む覚悟です。で、更なるご指導とご支援をよろしく願いいたします。

■ いどばだ座談会 ■

みなさんの「夢」「想い」「声」を直接伺いし、また、話し合いを重ねながら、みなさんとともに、安全で安心な住みよい元氣な地域づくりのため、気軽に語り合える場としたいと考えています。少人数での開催も大歓迎です。

どうぞ、お気軽にお声かけください。

なお、開催いただくお宅・会場や日時などにつきましては、ご相談いただき調整をお願いします。

お気軽にご連絡ください。

